

株主代表訴訟判決の事実認定を紐解く

～東京電力株主代表訴訟判決を題材にして～

東京北辰法律事務所
弁護士 市川 加代子

本日も話する内容

- 1 株主代表訴訟（任務懈怠に基づく損害賠償）の要件
- 2 東京電力株主代表訴訟 事案の概要
- 3 争点毎の事実認定の検討
- 4 まとめ一本判決が示唆するもの

【株主代表訴訟（取締役の任務懈怠に基づく損害賠償請求権）の要件】

▶ 訴訟の対象（訴訟物）

会社法423条 1 項に基づく損害賠償請求権

cf 遅延損害金 履行請求日の翌日（民法412Ⅲ）

▶ 要件

- ① 被告が取締役として法令・定款遵守義務違反行為その他の善管注意義務違反をしたこと（=予見可能性＋結果回避義務の存在＋結果回避義務違反）
- ② 損害の発生及び額
- ③ ①と②の因果関係
- ④ 原告が6カ月前（公開会社・定款で緩和可）から引き続き会社の株式を有する株主であること
- ⑤ 被告が、①の当時、役員等、発起人、設立時取締役、設立時監査役、清算人であること
- ⑥ 原告が会社に対し提訴請求をし、60日経過後に本訴訟を提起したこと※1
- ⑦ 本訴訟を提起した旨を、遅滞なく、会社に対し訴訟告知したこと（会社法849条Ⅲ）

※1 60日の期間経過により会社に回復することができない損害が生じるおそれがあること、原告が株主であり、公開会社の場合、本訴訟提起の6カ月前（定款で緩和可）から株式を継続保有していること、という要件を満たせば提訴請求なく提訴できる（会社法847条5項）

【立証責任】

▶ 立証責任

権利の発生の要件を定めた規定に該当する事実については、権利を主張する者が証明責任を負う（法律要件分類説）。

ただし、証明責任の負担の面での公平・妥当性の確保を常に考慮すべき。

▶ 任務懈怠責任に基づく損害賠償請求権

取締役の任務=善管注意義務を尽くして職務を執行することが債務。

→損害賠償請求権を発生させる要件としての債務不履行（=善管注意義務違反）の証明責任は原告。

なお、基本的には、善管注意義務違反の証明がなされれば過失ありとなるため、取締役が無過失を立証する余地はないことになる。

【事案の概要】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）に伴う津波（本件津波）によって、東京電力ホールディング株式会社（東京電力）が設置、運転する福島第一原子力発電所（福島第一原発）が破壊され、炉心損傷ないし炉心溶融に至ったこと等により、原子炉から放射性物質を大量に放出する事故（本件事故）が発生した。

本件は、東京電力の株主である本件原告ら48名が、取締役であった被告ら5名に対し、福島県沖で大規模地震が発生し、福島第一原発に津波が遡上して過酷事故（原子炉から放射性物質を大量に放出する事故）が発生することを**予見し得た**から、**その防止に必要な対策を速やかに講ずべきであったのに、これを怠った**取締役としての善管注意義務違反等の任務懈怠があり、これにより、本件事故が発生し、東京電力に損害を被らせたなどと主張し、会社法847条3項〔株主代表訴訟〕に基づき、同法423条1項〔任務懈怠責任〕の損害賠償請求として、被告らに対し、連帯して、損害金22兆円及びこれに対する遅延損害金を東京電力に支払うよう求める株主代表訴訟である。

【時系列】

- 1993.7.12 北海道南西沖地震（M7.8）奥尻島津波 8 m～16m
- 1995.1.17 阪神淡路大震災(兵庫県南部地震M7.3)
- 2002.2 **土木学会※1が津波評価技術※2 公表**
- 7.31 **地震本部より 長期評価 公表**
- 2004.12.26 スマトラ沖地震（M9.1）高さ10mの津波数回発生
- 2006.5. 11 **第3回溢水勉強会において東電土木G担当者が想定を超える津波が襲来した場合について検討報告**
- 9.19 **原子力安全委員会「新耐震基準」に基づく耐震（津波）バックチェック開始**
- 2007.7.16 新潟県中越沖地震発生 →柏崎刈羽原発全て停止（2年後運転再開）
- 2008.2.16 **御前会議（被告小森以外出席）想定を超える津波について説明**
- 3.18 **東電において福島第一原発の敷地に最大で15.7mの津波高が試算される**
- 6.10 **東電土木G等より被告武藤に最大15.7mの津波試算を報告**
- 7.31 **武藤決定（津波対策を保留 さらに時間をかけて土木学会に検討依頼）**
- 2009.2.11 **御前会議（被告ら全員出席）「14m以上の津波（略）」吉田発言**

※1 土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的とする国内有数の工学系団体であり、公益社団法人である。

※2 土木学会・津波評価部会が、原子力発電所の設計津波推移の設定に関して、津波波源の設定及び数値計算手法の標準的な方法を取りまとめた原子力発電所の津波評価技術のこと。

【時系列ー続き】

- 2011.3.7 東電から保安院に対し明治三陸試計算結果を提出
- 3.11 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震M9.0）津波発生11.5m～15.5m
地震により外部電源喪失→非常用電源が稼働も、津波により浸水
- 2012.3.5 株主代表訴訟提訴
- 6 刑事告訴
- R元.9.19 刑事第一審判決（全員無罪）→R4.6.6控訴審結審(R5.1.18判決予定)
- 2022.6.17 国賠訴訟 最高裁判決※1
- 7.13 本判決言い渡し →原告ら被告らともに控訴し、控訴審へ

※1 国が津波による原子力発電所の事故を防ぐために電気事業法（平成24年改正前のもの）40条に基づく規制権限を行使しなかったことを理由として国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うとはいえないとされた。

【福島第一原発に対する津波の影響】

平成 23年 3月 11日、本件地震が発生し、これによる本件津波が福島第一原発に襲来したため、本件事故が発生した。本件津波は、福島第一原発の主要建屋敷地 (1号機~4号機側の10m盤、5号機及び6号機側の13m盤)まで遡上し、浸水域は主要建屋敷地エリアの全域に及んだ。

これにより、屋外の海側エリアの4m盤に設置されていた福島第一原発の各号機の非常用海水系ポンプ等は、モーターが浸水して機能を喪失し、格納容器冷却系及び熱交換器等並びに非常用ディーゼル発電機を除熱する冷却水となる海水を供給することができなくなった。

また、本件津波襲来により、福島第一原発 1号機~5号機は全交流電源喪失 (SBO)の状態に至り、1号機、2号機及び4号機は、主な直流電源も喪失する全電源喪失の状態となり、3号機も、全交流電源喪失 (SBO)の状態が続いたため、直流電源を喪失した。

本件事故が発生したのは、本件津波により被水して、1号機~4号機が全交流電源喪失 (SBO)の状態となり、1号機2号機及び4号機が主な直流電源も喪失する全電源喪失の状態となったためであった。

【本件の争点】

- ▶ 争点 1 : 予見可能性の有無 予見対象津波の程度（1の1）
→10m盤を 1 m超える程度の高さの津波
長期評価の見解等の信頼の程度（1の2）
→相応の科学的信頼性あり
- ▶ 争点 2 : 任務懈怠の有無（主位的主張） 善管注意義務違反の有無 →有
法令（電気事業法39条 I 及び省令62号 4 条 I ）違反の有無→無
- ▶ 争点 3 : リスク管理体制構築義務違反の有無（予備的主張）→判断せず
- ▶ 争点 4 : 任務懈怠と本件事故発生との因果関係の有無→有
- ▶ 争点 5 : 損害の有無及びその額→ 2 2 兆円請求のうち 1 3 兆 3 2 1 0 億円

【争点1 予見可能性—総論】

- ▶ 善管注意義務違反（結果回避義務違反）の前提として予見可能性が必要。

根拠①予見可能性がなければ行為者にとって何をなすべきかの行為準則がない

予見可能性があってはじめて適法行為を期待できる

根拠②過失責任主義⇔結果責任

- ▶ 善管注意義務違反が認められるための3要素

- i 予見可能性
- ii 法的な結果回避義務を負っていること
- iii iiの結果回避義務に違反したこと

- ▶ 取締役が津波の安全対策の実施義務を生じさせる前提として必要となる

→どの程度の津波を予想していれば予見可能性ありといえるか（争点1の1）

【原告らの主張】 主要建屋が存する10m盤を少し超える程度の津波の予測で足りる

【被告らの主張】 10m盤を大きく超える津波の予見が必要

【争点1の1 予見対象津波の程度】

- ▶ 「福島第一原発1号機～4号機において、**10m盤（主要建屋の配置された敷地）を1m超える程度の高さの津波**が襲来した場合には、主要建屋に侵水して非常用電源設備等が被水し、全交流電源喪失（SBO）及び主な直流電源喪失により原子炉冷却機能を失い、過酷事故が発生する可能性が高かったから、上記規模の予見可能性が認められる場合には、東京電力の取締役であった被告らに対し、過酷事故の回避義務を負わせる根拠となり得る。」
- ▶ 根拠①福島第一原発の構造上、10m盤を超える高さの津波が襲来した場合に過酷事故が発生する可能性が高いことは東京電力の取締役にとって常識



- ▶ 根拠②H18.5.11保安院・JNES溢水（いっすい）勉強会※1での東電の報告
- ▶ 根拠③H20.8原子力安全基盤機構（JNES）の報告※2

※1 溢水勉強会での報告は、主要建屋のある敷地（10m盤）+ 1mの津波推移が長時間継続した場合を家庭し、その場合には全電源喪失に伴い、原子炉の冷却機能を全て失うことを内容とするものであった。

※2 JNES「地震に係る確率論的安全評価手法の改良＝BWRの事故シーケンスの試解析」では、海水ポンプの浸水により結果的に炉心溶融、炉心損傷を招く可能性を指摘している。

【争点1の2 長期評価の信頼性】

- ▶ 長期評価とは、地震本部※¹が平成14年7月31日に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」と題して公表したもの。

- ▶ 長期評価の見解

三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いの領域 (長さ約800km、幅約50kmに及ぶ領域)について、領域内のどこでもM8クラスのプレート間大地震 (津波地震)(震源域を長さ200km、幅50kmとするもの)が発生する可能性があり、今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度と推定され、また、特定の領域 (約200km)では、**今後30年以内の発生確率は6%程度**、今後50年以内の発生確率は9%程度と推定され、震源域について、1896年明治三陸地震についてのモデルを参考にし、同様の地震は**三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿いの領域内のどこでも発生する可能性**があるとする見解。

※¹ 自身本部とは地震防災対策特別措置法に基づき総理府 (現在は文部科学省) に設置された特別の期間である地震調査研究推進本部のこと。

※² 明示三陸地震は他領域の地震であって予見可能性を基礎付けないと被告らの反論がなされているが、相応の科学的信頼性ありと判断されている。

【争点1の2 長期評価の信頼性】

- ▶ 【原告らの主張】長期評価及びこれに基づく明治三陸試計算結果（いずれも10mを超える津波の試算）は信頼性が認められる知見であった。

- ▶ 【争点】長期評価は被告らに対策を義務付けるほどの信頼性が認められるか。

地震本部が長期評価の信頼度C（やや低い）としていた

地震研究者等からの批判

中央防災会議※¹専門調査会の報告及び地方公共団体の防災対策に反映されなかった

- ▶ →「原子力発電所を設置、運転する運転する会社の取締役において、対策を講ずることを義務付けられる津波の予測に関する科学的知見というには、（中略）**一定のオーソライズされた、相応の科学的信頼性を有する知見である必要があり、それで足りる。**」「**地震本部の目的・役割、そのメンバー構成及び長期評価の特徴、3段階の適切な議論を経ていることから、長期評価の見解は相応の科学的信頼性を有する知見である。**」

- ▶ 「以上によれば、長期評価の見解並びにこれに基づく明治三陸試計算結果（中略）は、いずれも、東京電力の取締役に対してこれらを想定した津波対策を義務付ける、相応の科学的信頼性を有する知見であったものといえることができる。」

※¹ 災害対策基本法に基づき、東日本大震災当時は、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進等を行うとして内閣府に設置された機関。

【争点2 善管注意義務違反－規範】

- ▶ 「原子力発電所の安全性や健全性に関する評価及び判断は、自然事象に関する評価及び判断も含め、極めて高度の専門的かつ技術的事項にわたる点が多いから、原子力発電所を設置、運転する会社の取締役としては、**会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断が著しく不合理でない限り、これに依拠することができ、また、そうすることが相当というべきであり、逆に、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断があるにもかかわらず、特段の事情もないのに、これと異なる評価ないし判断を行った場合には、その判断の過程、内容は著しく不合理と評価される。」**
- ▶ 「取締役の判断として著しく不合理なものであったか、特に、（被告らの判断が）会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断に依拠したものであったか否かが問題となる。」
- ▶ C f 経営判断の原則 → 高度の専門性故に修正
【経営判断の原則】①行為当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討が行われたか及び②その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったかを基準に善管注意義務が尽くされたかを判断。

【争点2 善管注意義務違反－被告武藤】

- ▶ 2008年6月の時点で、原子力・立地本部福本部長 直後に常務取締役就任
- ▶ 同年6月10日、7月31日会議 東電土木調査G（土木G）から被告武藤への説明内容
 - ①長期評価の見解について理学的には否定できず、地震研究者の間でも長期評価の見解には相応の支持があり、有力な研究者に確認した結果からも、長期評価の見解の信頼性を否定することはできない
 - ②同じ福島第一原発のバックチェックにおいて基準地震動 Ssの 評価には長期評価の見解を取り入れ、また、東通原発の設置許可申請でも長期評価の見解を取り入れていながら、福島第一原発の津波評価において長期評価の見解を取り入れないとすることは困難である
 - ③他の原子力事業者が、長期評価の見解を取り入れた津波対策を検討中であるのに、東京電力が長期評価の見解を取り入れないとすることは困難である
 - ④長期評価の見解を前提とした場合には、明治三陸試計算結果（最大15.7m）を用いて波源を設定することが合理的であり、当該波源による対策工の検討は必要かつ可能である

→要するに、土木Gから被告武藤に対し、長期評価の見解及び明治三陸試計算結果を採用して対策工事の検討に進むべきであり、それが可能であるとの土木Gとしての意見を述べた。

【争点2 善管注意義務違反－被告武藤】

【判断の対象となった被告武藤の3つ行為】

- ▶ ①被告武藤は、相応の科学的信頼性が認められる長期評価の見解及び明治三陸試計算結果について、信頼性および成熟性が不明であると評価ないし判断した
→**著しく不合理**
- ▶ ②長期評価の見解も踏まえた福島県沖日本海溝沿い領域における地震の取り扱いについて土木学会に検討を委託し、その見解が提示されれば、速やかにドライサイトコンセプト※¹に基づく津波対策を実施するとの手順をとる判断をした
(**武藤決定**) →**一定の合理性を有し、著しく不合理とはいえない**
- ▶ ③土木学会の見解が提示されるまでの間、10m盤に津波による浸水があり得ることを前提として、明治三陸試計算結果と同様の津波により福島第一原発1号機～4号機の全電源が喪失して炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生することを防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をしなかった
(**本件不作為**) →**著しく不合理**

※¹ 津波に対し、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを確保するためには、津波によって安全上重要な機器が設置されている施設の敷地への浸水を生じさせない設計にするとの方。

【争点2 善管注意義務違反－被告武藤】

- ▶ 被告武藤は、福島第一原発がウェットサイトに陥っているにもかかわらず、武藤決定に基づき、防波堤や防潮堤といったドライサイコンセプトに基づく大規模構造物の工事を先送りしたのであるから、これを前提として、その間、明治三陸試算結果の津波と同様の津波が襲来した場合であっても1号機~4号機において全交流電源喪失 (SBO) 及び主な直流電源喪失といった過酷事故に至る事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等 (取締役としての職務としてなし得る、**原子力・立地本部内の担当部署に対する指示、関係する代表取締役入の説明、常務会や取締役会への上程その他の一切の行為**をいう。以下同じ。) をすべき取締役としての善管注意義務があつたといふべきである。(結果回避義務の存在)
- ▶ 善管注意義務があつたのに、これを怠ったこと (本件不作為) について、東京電力の取締役としての任務懈怠があつたものと認めるのが相当である。(結果回避義務違反)
- ▶ ⇔ 各教授への意見聴取の取り扱い
- ▶ ⇔ 津波対策には常務会での決議が必要 (土木学会に依頼する必要があつた)

【争点2 善管注意義務違反－被告武黒】

- ▶ 2008年8月の時点で 代表取締役副社長、原子力・立地本部本部長
- ▶ 2008年8月上旬頃 被告武藤から、地震本部の長期評価の見解に基づいて福島県沖日本海溝沿いに津波の波源を置いて計算したところ、大変に高い津波水位が福島第一原発で出たこと、長期評価の見解について土木学会に検討を依頼し、その結果が出れば、それに応じて対策工事をしっかり講ずるなどと報告を受けた。⇔被告武黒に記憶なし、被告武藤の供述の信用性認める。



- ▶ 相応の科学的信頼性を有する長期評価の見解に基づき計算された大変に高い津波が過酷事故を発生させる可能性を容易に認識し得たから、福島第一原発の安全封策を職務とする取締役として、どの程度の危険性があるのか確認すべき義務があり、確認していれば、相応の科学的信頼性を有する長期評価の見解に基づく明治三陸試計算結果によって、福島第一原発において10m盤を超える高さの津波が襲来する可能性があること、当該津波が襲来した場合には、全電源喪失し、原子炉冷却機能を失い、炉心溶融に至る過酷事故が発生する可能性があることを認識できた。（予見可能性）

【争点2 善管注意義務違反－被告武黒】

- ▶ 被告武藤に対し、「大変に高い津波」の高さ並びに武藤決定及び本件不作為の方針をとった理由を確認した上、著しく不合理であった被告武藤の長期評価の見解及び明治三陸試計算に係る評価並びに本件不作為の判断に依拠するのではなく、明治三陸試計算結果と同様の津波の襲来によって、福島第一原発1号機~4号機において、全電源喪失により、炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生することを未然に防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をすべき善管注意義務があった。（結果回避義務の存在）



- ▶ 武藤決定までは経営判断として著しく不合理とまではいえないから、被告武黒に求められる作為義務は、武藤決定を前提として(土木学会での波源等の検討に要する相当の長期間にわたり、福島第一原発 1号機~4号機において大規模構造物の建設に着手しないままとなる間、明治三陸試計算結果と同様の津波により、SBO及び主な直流電源喪失というた過酷事故に至る事態が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示等を行うことであったが、そのような指示等をしなかった善管注意義務違反が認められる。（結果回避義務違反）
- ▶ →武藤決定の合理性を追認するだけで足りず、**武藤決定と合わせて他に対策を講じる必要がある**というところまで判断し、対策を指示等する善管注意義務があり、これに違反していると認定。

【争点2 善管注意義務違反－被告小森】

- ▶ 2010年6月 常務取締役、原子力・立地副本部長に就任
- ▶ 同年7月頃 原子力設備管理部から業務内容について説明を受け、その中で、福島第一原発の津波水位の評価が津波評価技術の手法によって行われていることや、長期評価の見解の取扱いについて土木学会に検討を依頼していること、その検討の結果、何らかの津波対策が必要と判断された場合は、これに基づき、津波対策工事を講ずる予定である旨の説明を受けた。



- ▶ 武藤決定、本件不作為、長期評価の見解及び明治三陸試計算結果の概略を認識しまたは容易に認識し得た。（予見可能性）
- ▶ 津波によって、SBO及び主な直流電源喪失といった過酷事故に至る事態が生じないための最低限の津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役として善管注意義務があった。（結果回避義務の存在）
- ▶ 善管注意義務があったにもかかわらず、そのような指示等をしなかった任務懈怠があった。（結果回避義務違反）

【争点2 善管注意義務違反－被告勝俣及び被告清水】

- ▶ 被告勝俣 代表取締役会長（2008.6～） / 被告清水 代表取締役社長
- ▶ 2009年2月11日 御前会議 福島第一原発の津波バックチェックについての報告がされる中でかさ上げが必要となるのは、福島第一原発5号機及び6号機の4m盤上の非常用海水ポンプのみであるが、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、**もっと大きな14m程度の津波が来る可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要があるという発言（吉田発言※）**がされ、これをめぐる議論が行われた。Cf資料メモ
- ▶ 被告勝俣及び被告清水としては、14mの津波の襲来可能性の見解を述べているのが、他の原子力事業者（東海第二原発の日本原電等）も対策を迫られるような相応の権威がある機関であること、津波対策が新たに実施されない限り14mの津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来した場合に過酷事故が発生する可能性があることを認識したから、14mの津波の襲来可能性があるとする見解の信頼性ないし成熟性が不明であるとして速やかな津波対策を講じない原子力・立地本部の判断に著しく不合理な点がないかを確認すべき義務があり、そのような確認をしていれば、当該見解が地震本部による長期評価の見解であること、明治三陸試算結果、武藤決定及び本件不作為についていずれも認識し、これにより、原子力・立地本部の本件不作為の判断が著しく不合理なものであることを容易に認識し得た。

【争点2 善管注意義務違反－被告勝俣及び被告清水】

- ▶ 被告勝俣及び被告清水には、原子力・立地本部の上記対応方針(武藤決定及び本件不作為)に係る判断が、著しく不合理なものではないか否かについて、調査、確認すべき取締役としての善管注意義務があったものであり、当該見解を述べているのがどのような機関であるのか、当該見解の信頼性、成熟性が不明であるとする根拠は何か、なぜ何らの津波対策も講じないままなのか等を確認すべきであつたのに、これを行うことがなかったのである。



- ▶ 相応の科学的信頼性を有する長期評価の見解及び明治三陸試計算結果によれば明治三陸試計算結果と同様の津波が襲来して福島第一原発1号機～4号機で過酷事故が発生する可能性並びに武藤決定及び本件不作為を容易に認識し得た(予見可能性)
- ▶ 武藤決定に基づく土木学会・津波評価部会での波源等の検討のため、相当の長期間、福島第一原発1号機～4号機において、ドライサイトコンセプトに基づく防波堤や防潮堤等の大規模構築物の工事に着手されないままとなることを前提として、その間、当該津波によって全交流電源及び主な直流電源喪失といった過酷事故に至る事態が生じないための最低限のいわば弥縫策としての津波対策を速やかに実施するよう指示等をすべき取締役としての善管注意義務があったのに、（結果回避義務の存在）
- ▶ そのような指示等をしなかった任務懈怠があったものというべきである。
(結果回避義務違反)

【争点2 善管注意義務違反－被告勝俣及び被告清水】

【被告勝俣及び被告清水の反論】

- ▶ 専門部署の判断に任せたことが善管注意義務になるのか。

「（中略）大企業においては、原則として、各専門部署における判断を尊重して経営が行われることこそが適切といえる。

しかし（中略）**専門部署からの情報等であっても、著しく不合理な評価ないし判断であった場合には、信頼することは許されず、また、これを特に疑うべき事情がある場合には、なお調査、検討義務を負うものと解すべきであり、**この理は、判断すべき案件の重要性が高い場合には殊更である。また、調査の結果、専門部署の評価ないし判断が著しく不合理であることが判明した場合には、これを前提として経営判断を行うことは許されない。」

- ▶ →本件では、原子力専門部署の説明に対し、会長、社長が異議を留めなければいけない重い責任があると判断したとも受け取れる。
- ▶ 膨大な報告事項の中「著しく不合理」とその場で判断できるのか。
- ▶ 監査役の場合はどうか。

【争点2 善管注意義務－補足】

- ▶ 「なお、本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事故前、**万が一にも過酷事故を起こさぬよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるか**という、原子力事業者として、当然にまた極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく（中略）、いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体を用地波源等の検討を続けることにしたうえ、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている**安全意識や責任感が根本的に欠如**しているものと言わざるを得ない。」（判決要旨3 1～3 2頁）

→なお書きによって、被告らを厳しく批判

【争点4 因果関係—総論】

- ▶ 「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、**特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明**することであり、その判定は、通常人が疑いを狭まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである (最高裁昭和48年 (オ) 第 517号同 50年 10月 24日 第二小法廷判決・民集 29巻 9号 1417頁 参照)。」
- ▶ 「この理は原子力発電所を設置、運転する会社の取締役が善管注意義務に従って行すべき原子力発電所の津波対策の指示等を行わなかった**不作為と、津波による原子力発電所の過酷事故発生との間の因果関係**の存否の判断においても異なるものではないから、全証拠を総合的に検討し、**取締役が善管注意義務を尽くして津波対策を指示等していたならば、上記過酷事故が発生しなかったであろうことを是認し得る高度の蓋然性**が証明されれば、取締役の上記不作為と上記過酷事故発生との間の因果関係は肯定されるものと解すべきである。」

⇒証明度について従来からの最高裁判例通り。

【争点4 因果関係—結果回避可能性】

- ▶ 不作為の場合の因果関係→「結果回避可能性」で判断
「任務懈怠がなかったと仮定した場合の本件事故の結果回避可能性の有無」
→期待された作為（指示等）を行っても結果（本件事故）が発生するのであれば因果関係は否定される
- ▶ 原告らは下記①～⑤の対策※¹を取っていれば、本件事故は回避できたと主張
 - ①防潮堤の建設
 - ②主要建屋及び重要機器室の水密化
 - ③非常用電源設備の高所設置
 - ④可搬式機材の高所配備
 - ⑤原子炉の一時停止

※1 明示三陸試算結果に基づく津波が襲来すると想定した対策として①から⑤を挙げている。

【争点4 因果関係—結果回避可能性】

- ▶ **原告主張の①～⑤の措置が、着想して実施することを期待し得たか**
 - ①防潮堤の建設 → 武藤決定により①はペンディング → 実施期待できない×
 - ②主要建屋及び重要機器室の水密化 → **○期待し得た**
 - ③非常用電源設備の高所設置 → ×
 - ④可搬式機材の高所配備 → ×
 - ⑤原子炉の一時停止 → 武藤決定により⑤は実施想定できない×
- ▶ **②水密化をすれば、本件事故の発生を防止できたか → **○防止可能性十分あった****
- ▶ **②水密化措置が、被告らの任務懈怠の時点から本件津波の襲来時までには講ずることが時間的に可能であったか → **○可能**（ただし被告小森は×）**

【争点5 損害】

- ▶ 損害の考え方→取締役の行為（不作為）によって会社が実際に被った損害
任務懈怠がなかったと仮定した場合に想定される利益状態と
任務懈怠によって現実が発生した利益状態との差（差額説）。
※会社が被った損害の回復（填補）。罰を与えるのではない。
- ▶ 請求額は2兆2兆円
(内訳) ①廃炉・汚染水対策 8兆円
②事故に伴う損害賠償 8兆円
③除染・中間貯蔵対策 6兆円
- ▶ 認容額 1兆3兆円
(内訳) ①廃炉・汚染水対策 1兆6兆1億50億円既支出済分※1
②事故に伴う損害賠償 7兆0億834億円被災者との合意分
③除染・中間貯蔵対策 4兆6億226億円環境省に対する負担分※2

※1 令和3年度第2四半期までの支出分

※2 環境省が平成31年度までに要する累計金額。放射性物質汚染対処特別措置法44条1項、同条2項により最終的に東京電力負担。

【まとめー本判決が示唆するもの】

▶ 情勢の変化に機敏に対応する柔軟さと果断が求められる

- 従前のやり方で不都合なかったが、本当に今まで通りの対策でよいのか？
- 大所高所から物を見るにしても、現場の（少数）意見に耳を傾ける必要があるかもしれない（鷹の目＋裁判官の目も必要） ※七五三理論
- 国自治体も取り入れていない対策を自主的に取る必要があるかもしれない
- 起こる確率が低いのに莫大な資金を投入する必要があるかもしれない
- これまでの常識を崩し、混乱紛争を覚悟しても、万が一の安全を取る必要があるかもしれない ⇔先延ばし、慎重論、機が熟すのを待つ
- 安全よりも、規制当局へのアピール、らしさを重視していないか

▶ 相応のオーソライズされた専門家の意見

▶ 最新の研究を踏まえた同業他社の動向のキャッチアップ